

東海村文化協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村の文化活動を振興し、地域文化の向上・発展に寄与することを目的とし活動する東海村文化協会（以下「文化協会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、東海村補助金等交付規則（平成18年東海村規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、交際費、慶弔費及び文化協会の会員に対する報償費は除くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要した額とし、当該補助年度の予算の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 文化協会は、補助金の交付を受けようとするときは、東海村文化協会補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 文化協会の組織図及び構成員名簿
- (4) 文化協会の規則及び細則
- (5) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、東海村文化協会補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、文化協会に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第7条 村長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた文化協会が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) その他補助金の使途が不相当であると認めたとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、東海村文化協会補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、文化協会に通知するものとする。

(補助対象事業の変更申請等)

第8条 文化協会は、補助対象事業の内容等を変更(軽微な変更を除く。)し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、東海村文化協会補助対象事業変更等承認申請書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。この場合において、文化協会は、補助対象事業の内容等を変更するときは、補助対象事業変更計画書、変更収支予算書その他変更の内容を明らかにする書類を添付しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、変更、中止又は廃止の承認の可否を決定し、東海村文化協会補助対象事業変更等承認(不承認)通知書(様式第7号)により、文化協会に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 文化協会は、補助対象事業が完了し、又は第7条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消され、若しくは前条第2項の規定により補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助対象事業が完了した日若しくは第7条第2項若しくは前条第2項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該補助年度の3月末日のいずれか早い日までに、東海村文化協会補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 支出を証明する書類の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類
(補助金の額の確定等)

第10条 村長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告内容を審査の上、補助金の額を確定し、東海村文化協会補助金確定通知書(様式第11号)により、文化協会に通知するものとする。ただし、補助金の確定額が交付決定額と同額である場合は、この限りでない。

(補助金の交付の時期及び請求)

第11条 村長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において補助金を交付するものとする。ただし、村長が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

2 文化協会は、補助金の交付を請求しようとするときは、東海村文化協会補助金交付請求書(様式第12号)を村長に提出しなければならない。この場合において、文化協会は、前項ただし書の規定により補助金を概算払により受けようとするときは、第6条第1項の通知書の写しを添えなければならない。

(補助金の返還)

第12条 村長は、第7条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は第8条第2項の規定により補助対象事業の中止若しくは廃止を承認した場合において、当該取消し又は中止若しくは廃止に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、東海村文化協会補助金取消(中止・廃止)分返還通知書(様式第13号)により、文化協会に返還を命じなくてはならない。

2 村長は、第11条の規定により文化協会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、当該確定額を超える補助金が既に交付されているときは、東海村文化協会補助金超過交付分返還通知書(様式第14号)により、文化協会に返還を命じなければならない。

(証拠書類の保存)

第13条 文化協会は、補助対象事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理するとともに、当該補助年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業名	事業内容
芸術祭開催事業	広く村民に対し文化協会の活動を披露し，村の芸術文化並びに文化協会に加盟する連盟の芸，技術，及び質の向上のために行う芸術祭の開催事業
研修会等の開催事業	文化協会の理事及び会員の芸，技術及び質の向上のために行う研修会等の開催事業
展示会，発表会等の開催事業	文化協会の活動を村の内外に周知するために行う展示会，発表会等の開催事業で営利を目的としないもの
指導者の派遣事業	文化協会の会員の芸及び技術を村民に対し広く継承し，芸術への関心を高めるために自治会及び公共機関等の要請により行う指導者の派遣事業
体験教室等の開催事業	文化協会の会員の芸及び技術を村民に対し広く継承し，芸術への関心を高めるために公募して行う体験教室等の開催事業
広報事業	機関紙の発行及びホームページ等を利用した広報事業
加盟連盟間接補助事業	文化協会に加盟する連盟が行う講習会，研修会，展示会，発表会，体験教室等の開催事業及び広報事業等に対する間接補助事業
文化協会運営事業	文化協会の運営に関する事業
その他村長が適当と認めた事業	